

令和2年5月 14 日
改訂：令和2年5月 21 日
改訂：令和2年7月 27 日
改訂：令和3年9月 24 日
改訂：令和4年 12 月 26 日
改訂：令和5年2月 22 日
（施行：令和5年3月 13 日）
廃止：令和5年5月 8 日

指定自動車教習所における 新型コロナウイルス感染症の 感染防止のためのガイドライン

（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会

1 ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、指定自動車教習所業界において、自主的な新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものです。

会員の指定自動車教習所（以下「教習所」という。）にあっては、現場において創意工夫をしながら、このガイドラインを実践して下さい。

また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮をして下さい。

2 リスク評価とリスクに応じた対応

教習所においては、まずは、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染・エアロゾル感染のそれぞれについて、職員の理解を徹底して下さい。また、職員同士及び教習生等との直接的または間接的接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討して下さい。

- (1) 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れる環境表面と接触の頻度を特定します。高頻度接触部位（窓口カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、マウス、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、車のハンドル・シフトレバー・ドアノブなど）には特に注意して下さい。
- (2) 飛沫感染・エアロゾル感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離をどの程度空けることができるかや、教習所内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価します。

3 基本的留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりです。

- (1) 対人距離の確保（人と人が触れ合わない間隔）
- (2) 感染防止のための来所者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認め

る者の入場制限を含む。)

- (3) 入口、教習所及び宿泊を伴う教習における専用宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）内の手指の消毒設備の設置

- (4) 技能教習時、技能検定時及び高齢者講習の実車指導時におけるマスク（可能な限り不織布。以下同じ。）の正しい着用の推奨（職員及び来所者に対する周知）

それ以外の場面におけるマスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とします。

（参考１）マスク着用の考え方の見直し等について（令和５年２月１０日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf

- (5) 教習所及び宿泊施設内の機械換気による常時換気や窓開け換気、車両内のエアコンによる外気導入及び窓開け換気など、効果的な換気の徹底

（参考２）感染拡大防止のための効果的な換気について（令和４年７月１４日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_tengen.pdf

- (6) 教習所、車両及び宿泊施設内の消毒

（参考３）新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- (7) 手洗い、咳エチケットの徹底

なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクを高める３つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいいます。しかし、三つの密が揃わなくても、また一つの密でも感染リスクになります。

4 教習生の入所時の対応

教習生の入所に際しては、都道府県知事からの要請に基づき実施している措置や、このガイドラインに基づき実施している感染防止措置について説明し、身体的距離の確保、技能教習時、技能検定時及び高齢者講習の実車指導時におけるマスクの着用、手洗い等への協力を呼びかけて下さい。

5 症状のある人の来所制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあると考え

られていますが、教習所における感染対策として最も優先すべき対策は、症状のある人の来所を制限することであり、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、来所しないようにホームページ、SNS、掲示（入口、駐車場や所内）、チラシ等で呼びかけて下さい。

また、新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者と同一世帯内で濃厚接触者と特定された人などについても、同様に対応して下さい。

6 送迎時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、人と人が触れ合わない間隔を空けて座席に座ることができるようにして下さい。
- (2) 送迎車両の運行中は、エアコンによる外気導入及び複数の窓を同時に開けることなどにより換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。
- (3) 運行前に、送迎車両内の教習生が触れる可能性が高い箇所を中心に消毒して下さい。

7 来所時の対応

- (1) 来所者には、入口に設置したアルコール手指消毒液で手指を消毒してもらうこと、及び手洗いを励行してもらうことを周知するとともに、密にならないよう職員、教習生、受講者等の適切な導線を設定して下さい。
- (2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場を制限するために、受付において、非接触体温計による体温測定（検温）や体調の申告をしてもらうとともに、陽性者との濃厚接触等感染が疑われる事項についても申告してもらって下さい。
- (3) 技能教習時、技能検定時及び高齢者講習の実車指導時には、マスクの正しい着用をしてもらうよう、職員及び来所者に対して協力を呼びかけて下さい。マスクを希望する人には、販売または提供するなどして下さい。

8 宿泊施設での対応

宿泊施設の宿泊者は、遠隔地から来訪する者も多く、また、狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため感染リスクが高まることを踏まえ、次のことに留意して下さい。

- (1) 感染拡大期には、宿泊施設の宿泊者については、可能な限り入所する直前にPCR検査または抗原検査を受けることを求めること、入所後においてもPCR検査または抗原検査を行うことなどを検討して下さい。
- (2) 全国の感染状況等を踏まえ、宿泊室の運用については可能な限り個室化

するなどの見直しを行うとともに、宿泊室及び宿泊施設内の共有スペース等において、三つの密をそれぞれ防ぐことを徹底して下さい。

- (3) 宿泊施設における共有設備（トイレ・洗面室、浴室、食堂、談話室など）については、**9～12**に準じた感染防止対策に努めて下さい。
- (4) 宿泊施設の宿泊者の毎日の健康状態を把握するとともに、体調の悪いときには隠すことなく申告させるようにして下さい。

9 共有スペースでの対応

- (1) 教習所内の各所にアルコール手指消毒液を設置し、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境をつくって下さい。
- (2) 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、窓口カウンター、椅子の背もたれ、手すり、エレベーターのボタンなど）を、適宜消毒して下さい。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行って下さい。
- (3) ロビーや待合室は、機械換気による常時換気や複数の窓を同時に開けることなどにより換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。乾燥する場合には、湿度 40% 以上を目安に加湿して下さい。
- (4) ロビーや待合室において、教習生等同士が大声での会話を行わないよう呼びかけるとともに、視聴覚教材の効果音等を最小限のものとし、職員が教習生等同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態として下さい。
- (5) 窓を開けて換気することができない屋内の喫煙専用室は、空気清浄機でエアロゾルを捕集するとともに、室内での会話を控えて下さい。
- (6) 更衣室を設けている教習所は、室内での会話を控えて下さい。

10 トイレ・洗面室

トイレ・洗面室については、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意して下さい。

- (1) 便器内は通常の清掃でよいが、不特定多数の人が接触する箇所（フラッシュ用のレバーなど）は、アルコールによる清拭消毒を行って下さい。噴霧式は推奨されませんが、使用せざるを得ない場合は、吸い込まないように留意し、また、噴霧した表面をゴシゴシと拭き取る作業を必ず加えて下さい。
- (2) ハンドドライヤーは利用できますが、共通のタオルは感染源になりますので撤去して下さい。
- (3) 歯磨きをするときは、複数人が同時にしないこと、換気を徹底すること

などを周知して下さい。

- (4) 感染予防のためのうがいは、飛沫を飛散させるので、行わないように指導して下さい。

11 食堂・喫茶室、休憩スペース

大人数や長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まること、また、休憩時間に入ったときなど居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることを踏まえ、来所者が利用する食堂・喫茶室や、職員の休憩スペースについては、次のことに留意して下さい。

- (1) 人の密集や飛沫感染・エアロゾル感染を防止するために、一度に利用する人数を減らしたり、利用時間をずらすなどの工夫をして、人と人とが触れ合わない間隔を空けて座席に座ることができるようにして下さい。また、食事中の会話は控えるよう呼びかけて下さい。
- (2) 機械換気による常時換気や複数の窓を同時に開けることなどにより換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。乾燥する場合には、湿度 40%以上を目安に加湿して下さい。
- (3) 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図って下さい。
- (4) 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒して下さい。
- (5) 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをして下さい。

12 ゴミの廃棄

- (1) ゴミを回収する際は、ビニール袋に入れて密閉して下さい。
- (2) ゴミの廃棄後は、必ず石鹸と流水で 30 秒間ほど手を洗って下さい。

13 技能教習時の対応

技能教習では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声の状態が生じますが、次のことに留意して、感染のリスクを下げるようにして下さい。

- (1) 飛沫感染・エアロゾル感染を防止するために、指導員及び教習生にはマスクの着用を推奨します。
- (2) 教習中は、エアコンによる外気導入及び複数の窓を同時に開けることなどにより換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。
- (3) 教習前に、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に教習生が触れる箇所を中心に消毒して下さい。

14 学科教習時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、教習生が、人と人が触れ合わない間隔を空けて座ることができるようにして下さい。
- (2) 教習中は、機械換気による常時換気や複数の窓を同時に開けることなどにより換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。乾燥する場合には、湿度 40%以上を目安に加湿して下さい。
- (3) 教室のテーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を定期的に消毒して下さい。

15 技能検定時の対応

- (1) 検定の説明の際も、学科教習時と同様、密にならないようにして下さい。
- (2) 検定待合室も、密にならないように配慮して下さい。
- (3) 検定中も、技能教習時と同様の対応を行って下さい。

16 仮免許学科試験時の対応

学科教習時と同様の対応を行って下さい。解答記入用の鉛筆の貸出を行っている場合には、使用前にアルコールで拭いて消毒して下さい。

17 効果測定や自習時の対応

- (1) 効果測定等の教室を設けている教習所は、密にならないように座席や器材の配置を行って下さい。
- (2) パソコンなどを使用している場合には、マウス、キーボードなど必要な箇所を適宜、消毒して下さい。
- (3) 多くの学習システムは Web に対応していますので、自習は原則として自分のパソコンやスマホにて行ってもらうようにして下さい。

18 高齢者講習時の対応

高齢者や持病のある人については、感染した場合の重症化リスクが高いことを踏まえ、より慎重で徹底した対応をとるようにして下さい。

- (1) 飛沫感染・エアロゾル感染を防止するために、実車指導時における指導員及び受講者にはマスクの着用を推奨します。
- (2) 教室内は機械換気による常時換気や窓開け換気、車両内はエアコンによる外気導入及び窓開け換気などにより、換気することを徹底して下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。乾燥

する場合には、湿度 40%以上を目安に加湿して下さい。

- (3) 認知機能検査や座学・運転適性検査時は、人と人とが触れ合わない間隔を空けて座ることができるようにして下さい。
- (4) 運転適性検査器材は、使用前に表面をアルコールで拭いて消毒して下さい。
- (5) 実車指導に際しては、車外からの観察の方法を活用するなどして、車両内が密にならないように配慮して下さい。
- (6) 実車指導前に、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に受講者が触れる箇所を中心に消毒して下さい。
- (7) その他受講する高齢者の不安な気持ちに寄り添い、安心・安全の確保に十分留意しながら講習を実施して下さい。

19 職員の感染防止措置及び検査の更なる活用・徹底

- (1) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に備え、教習所の運営体制の整備について検討して下さい。
- (2) 出社前に検温するなど健康のチェックを行うほか、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握に努めて下さい。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある職員は、出勤させず自宅で静養させて下さい。
また、このような体調不良者が2日続けて認められる場合には、職員間でのなんらかの感染症の伝播を疑い、手指消毒が順守されているか確認して下さい。
- (3) お互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく申告できるような雰囲気を醸成して下さい。
- (4) 出勤後に体調が悪い職員が見出された場合や職員が発熱などの体調不良を訴えた場合は、その職員に対し、抗原定性検査キットを活用して検査を実施して下さい。
- (5) 抗原定性検査キットでの検査結果が陽性であった場合は、接触者に対して PCR 検査等を速やかに実施して下さい。65 歳未満で重症化リスクが少なく、症状が軽いまたは無症状の職員は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能です。また、抗原検査が陰性であっても感染を完全には否定できないので、症状が続く場合は自宅待機として下さい。
- (6) 抗原定性検査キットの使用に当たっては、①検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、及び②国が承認した抗原定性検査キットを用いることが必要です。

これらの具体的な手順、国が承認したキットのリスト等については、参

考 4・5 の URL を参照して下さい。

(参考 4) 職場における検査等の実施手順 (第 3 版) について (令和 4 年 10 月 19 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

(参考 5) 新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品 (検査キット) の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

- (7) 事務作業を行う職員等については、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施について検討して下さい。
- (8) こまめな手洗いや手指の消毒を励行させて下さい。
- (9) ユニフォームをこまめに洗濯するよう努めて下さい。
- (10) 職員が、休養、睡眠などにより抵抗力を高めていくことができるように配慮して下さい。
- (11) 研修会を開催するなどにより、「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を図るなど、職員一人ひとりの意識を高めることが重要です。

20 ガイドラインの改訂

このガイドラインは、今後、必要に応じて適宜改訂を行うこととします。

21 附則

- (1) このガイドラインは、令和 5 年 3 月 13 日から施行します。
- (2) このガイドラインは、令和 5 年 5 月 8 日に廃止します。